

第八十八号議案

東京消防庁職員定数条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京消防庁職員定数条例の一部を改正する条例

東京消防庁職員定数条例（昭和二十七年東京都条例第九十五号）の一部を次のように改正する。

第三項の表消防吏員の項中「一八、二三八人」を「一八、二三三人」に改め、同表消防吏員以外の消防職員の項中「四二三人」を「四二二人」に改め、同表計の項中「一八、六六一人」を「一八、六五五人」に改める。

附則に次の一項を加える。

4 令和四年四月一日から令和十五年三月三十一日までの間は、初任教養のため、消防学校に入校中の消防吏員のうち二百七十二人以内については、毎年度予算の範囲内で、定数外とすることができる。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（提案理由）

消防職員の定数を改める必要がある。